

副本

平成25年(行ウ)第73号 司法修習生の給費制廃止違憲国家賠償等請求事件

原 告 青山恵理子ほか31名

被 告 国

答 弁 書

平成25年11月29日

福岡地方裁判所第2民事部合議A係 御中

被告指定代理人

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目9番15号

福岡法務局訟務部(送達場所)

(電話 092-721-4577)

(FAX 092-735-1589)

部 付 早崎裕子 部 付 清水紀一朗 上席訟務官 市山秀雄 訟務官 進藤 豊 

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房司法法制部

部 付 徳井 真 

部 付 梶 山 太 郎  代

部 付 遠 藤 圭 一 郎  代

司法法制課長補佐 櫻 庭 伸 宏  代

司法法制課司法制度第三係長

手 塚 貴 与  代

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

なお、本件において仮執行の宣言を付することは相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合には、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
と

を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第1章 本訴訟の意義」(7ページ)について

原告らの意見であるため、認否の限りでない。

2 「第2章 当事者」(8ページ)について

(1) 「第1 原告について」(8ページ)について

ア 第1段落について

第1文は認める。第2文は不知。

イ 第2段落について

第1文及び第2文は認める。

第3文は、原告らに給与が支給されなかつたとの限度で認め、原告らが司法修習を行うことによって損害を被ったことは争う。

(2) 「第2 被告について」(8ページ)について

ア 1について

被告が平成16年法律第163号による改正前の裁判所法67条2項により同項の適用される司法修習生に給与を支払う義務があったことは

認め、給費制廃止が憲法に違反し無効であること、これにより被告に向
義務があることは争う。

イ 2について

一般論として、国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行う
について、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、國
が損害賠償責任を負うこと（国家賠償法1条1項）は認めるが、給費制
廃止が違法であると主張する趣旨であれば、争う。

3 「第3章 司法修習及び給費制の憲法的意義」（9ページ）について

(1) 「第1 日本国憲法下における司法修習の位置づけ」（9ページ）につ いて

ア 「1 戦前の法曹養成制度とその弊害」（9ページ）について
本件の争点との関係が明らかではないため、認否の限りでない。なお、
給費制の導入に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

イ 「2 現憲法下における法曹養成制度」（10ページ）について

(ア) 「(1) 統一修習の導入」（10ページ）について

戦後、統一修習が行われることになり、法曹養成が一元化されたこと、
日本国憲法に「裁判官」、「検察官」、「弁護士」という記載があること、
大日本帝国憲法57条1項に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判
所之ヲ行フ」という記載があったことは認め、その余は、統一修習が憲
法上の要請に基づくものであると主張する趣旨であれば、争う。

(イ) 「(2) 給費制の導入」（12ページ）について

裁判所法（昭和22年法律第59号）が昭和22年5月3日に施行さ
れたこと、同法には統一修習としての司法修習制度及び司法修習生が給
与を受けることが定められていたことは認め、その余は、給費制が憲法
上の要請に基づくものであると主張する趣旨であれば、争う。

(ウ) 「(3) 修習専念義務」（12ページ）について

原則として、法曹資格は司法試験合格後に司法修習を経なければ取得できないものとされ、司法修習は法曹三者になる者全員に対して制度として課されていること、司法修習生は、将来法曹三者のいずれになるかにかかわらず、司法修習に専念し法曹として必要な素養を身につける必要があること、司法修習生は、修習期間中、司法研修所長及び実務修習の配属庁（弁護士会を含む。以下同じ。）の長の監督の下、修習専念義務が課されており、原則として兼業が禁止されていることは認め、その余は、修習専念義務が憲法上の要請に基づくものであると主張する趣旨であれば、争う。なお、最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を、配属庁の長だけでなく、高等裁判所長官及び検事長にも委託している（司法修習生に関する規則8条）。

(I) 「(4) 司法修習生の法的地位」(13ページ)について

司法修習生が国家公務員ではないこと、司法修習生に関する規則3条が「司法修習生は、修習にあたつて知つた秘密を漏らしてはならない。」と規定していること、原告らが引用する文献に原告らが主張するような趣旨の記載があることは認め、その余は否認する。

(II) 「(5) 小括」(13ページ)について

争う。

(2) 「第2 給費制下における司法修習について」(14ページ)について

ア 「1 新64期司法修習の内容及び修習中の取り扱い」(14ページ)
について

(ア) (1)について

認める。

(イ) (2)について

第1文は、司法修習生には修習専念義務が課され、アルバイトなどの兼業や兼職は原則として禁止されているとの限度で認める。

第2文は、新64期司法修習生が、分野別実務修習のために全国の配属庁に赴き、集合修習のために埼玉県和光市所在の司法研修所に通う必要があり、これらに当たり、転居をする者がいたとの限度で認める。

(ウ) (3)について

新64期司法修習生につき、支給要件を満たした者に通勤手当、住居手当等（以下「諸手当」という。）が支給されていたこと、裁判所共済組合に加入することができたことは認め、その余は不知。

イ 「2 現行65期司法修習の内容及び修習中の取扱い」（14ページ）について

(ア) (1)について

認める。

(イ) (2)について

第1段落は、「実際の法律実務に携わり事件処理に関わっていた」との部分については、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事することはないから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。その余は認める。なお、「前期修習に相当する法科大学院」との部分については、その内容が具体的に記載されておらず、不明確である上、意見にわたるものであり、認否の限りでない。

第2段落は認める。

第3段落は、現行65期司法修習生に司法修習生として修習専念義務が課されていたこと、分野別実務修習は東京で行われており、分野別実務修習中、配属庁に通うために転居をする者がいたとの限度で認める。

「居住地制限」があったとする点については、被告が、司法修習生に対し、居住地を一定の範囲に定めるよう義務付けていると主張するもので

あれば、争う。

(ウ) (3)について

第1段落は認める。

第2段落は、現行65期司法修習生が諸手当を受けることができ、裁判所共済組合に加入することができたことは認める。なお、後段は、原告らの意見であるため、認否の限りでないが、現行65期司法修習が充実していたのは諸手当の支給や裁判所共済組合への加入によるものと主張する趣旨であれば、争う。

ウ 「3 小括」(15ページ)について

第1文は争う。

第2文は、新64期司法修習生及び現行65期司法修習生に給与が支給されていたことは認め、その余は、原告らの意見であるため、認否の限りでないが、司法修習が充実していたのは給与の支給によるものと主張する趣旨であれば、争う。

4 「第4章 給費制廃止に至る経緯」(16ページ)について

(1) 「第1 はじめに」(16ページ)について

第1段落及び第2段落は認める。なお、「施行を延長する」とあるのは、正しくは、貸与制を定める改正後の裁判所法67条の2の規定は、平成23年10月31日までの間、適用しないこととされたものである。

第3段落は争う。

第4段落は認否の限りでない。

(2) 「第2 裁判所法改正に至るまでの給費制の検討経緯」(16ページ)について

ア 「1 司法制度改革審議会における検討」(16ページ)について

(ア) (1)について

おおむね認める。司法制度改革審議会が設置された趣旨については、

必要な限度で、追って主張する。

(1) (2)について

第1文は、おおむね認めるが、司法制度改革審議会における審議の経過については、必要な限度で、追って主張する。第2文以降は認める。

イ 「2 司法制度改革推進計画における検討」(17ページ)について
認める。

ウ 「3 司法制度改革推進本部における給費制の検討」(18ページ)に
について

(1)の第1段落は認める。(1)の第2段落、(2)及び(3)は、法曹養成検討会において、原告らの主張するような指摘があったこと自体を否定するものではないが、原告らの主張は、同検討会における検討の一部のみを抜粋しているものであり、同検討会における検討状況を明らかにするものとは到底いえないので、全体として争う。なお、同検討会に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

(3) 「第3 裁判所法改正による給費制廃止」(19ページ)について

ア 「1 平成16年(2004)年裁判所法改正」(19ページ)につい
て

(ア) (1)について

認める。

(イ) (2)ないし(4)について

国会において、給費制から貸与制に移行する内容の裁判所法改正案が可決されたことは認める。その余は、国会における改正までの議論の過程で、原告らが主張するような意見等があったこと自体を否定するものではないが、原告らの主張は、国会における議論の一部のみを抜粋しているものであり、国会における検討状況を明らかにするものとは到底いえないので、全体として争う。なお、国会における検討状況に関する被

告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

(ウ) (5)について

第1段落は、第1文については認め、第2文については、修正案の趣旨が原告らの主張するようなものであったとの趣旨で認める。

第2段落は、衆議院法務委員会において、原告らの主張する内容の附帯決議がされたことは認めるが、附帯決議の内容は原告らが主張するものだけではなかった。なお、附帯決議の内容に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

イ 「2 平成22(2010)年裁判所法改正」(22ページ)について

(ア) (1)について

第1段落は不知。

第2段落第1文は不知。同第2文は否認する。法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが喫緊の課題であるとされたわけではない。

(イ) (2)について

原告ら主張の法改正がされたことは認め、評価をいう点は争う。

(ウ) (3)について

おおむね認める。

ウ 「3 新65期からの給費制廃止、賃与制移行に至る経過」(23ページ)について

(ア) (1)について

おおむね認める。ただし、法曹の養成に関するフォーラムは、「給費制についての取り扱いを再度検討する」ことを目的として設置されたものではなく、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」を検討するために設置されたものである。

(イ) (2)について

不知。

(ウ) (3)について

第1文は否認する。同フォーラムにおける検討は、原告らの主張するような形式上の議論にとどまるものではない。

第2文は、平成23年8月、同フォーラムにおける議論の結果として、貸与制に移行すべきとの結論が示されたことは認め、その余は否認なし争う。

(エ) (4)について

おおむね認める。ただし、平成23年7月27日に裁判所法67条2項が改正された事実ではなく、平成24年法律第54号による裁判所法67条の2第3項の改正のことを指しているのではないかと思われる。

(4) 「第4 まとめ」(24ページ)について

争う。

5 「第5章 給費制廃止下における原告らの司法修習」(25ページ)について

(1) 「第1 はじめに」(25ページ)について

第1段落については前記2(1)ア(3ページ)のとおりである。

第2段落は争う。

(2) 「第2 原告らが給費制廃止により置かれた状況について」(25ページ)について

ア 「1 司法修習専念義務について」(25ページ)について

(ア) (1)について

新65期司法修習生につき、従来の司法修習生と同様に、修習期間中は修習専念義務が課されていたこと、原則としてアルバイトなどの兼業や兼職は禁止され、収入を得ることができない状況にあったこと、政治活動の自由を制限されていることの限度で認める。

(イ) (2)について

第1文はおおむね認める。ただし、修習専念義務は、修習期間中を通して課されている（裁判所法67条2項）。

第2文は認める。ただし、許可ではなく、承認である。

第3文は、原告らが法曹となるために基本的に司法修習を経なければならぬという点は従来と同様であること、司法修習生は修習専念義務に反した場合に罷免され得る身分であることは認める。

イ 「2 司法修習に伴う居住地移転について」（25ページ）について

(ア) (1)について

第1文及び第2文は認める。

第3文は、実家等から通える修習地ではなく、遠隔地の修習地に配属された者がいたという限度で認め、その余は不知。

(イ) (2)について

第1文は、新65期司法修習生の中に司法研修所で行われる集合修習を受けるために転居をする者がいたことは認める。

第2文は認める。

第3文は、新65期司法修習生の中に司法研修所の寮に入寮できなかつた者がいたとの限度で認め、その余は不知。

(ウ) (3)について

従前、司法修習生に支給されていた諸手当が、原告らに支給されなかつたことは認める。

ウ 「3 修習に必要な経費等の補償がないことについて」（26ページ）

について

給費制が廃止されたため、給与によってノートパソコンや書籍代、スツ等の購入費用を賄うことができなくなったこと、原告らが裁判所共済組合に加入できなかつたことは認める。新65期司法修習生は、国から給与

を受けない者(国家公務員共済組合法施行令[昭和33年政令第207号]2条2項4号)に該当したからである。

(3) 「第3 原告ら新65期司法修習の概要」(26ページ)について

ア 「1 司法修習カリキュラムについて」(26ページ)について

認める。

イ 「2 修習時間等について」(27ページ)について

(ア) (1)について

おおむね認める。ただし、修習時間は実務修習の配属庁によって異なる。

(イ) (2)について

分野別実務修習期間が各2か月間であったことは認め、その余は不知。

(4) 「第4 原告らの司法修習内容について」(27ページ)について

ア 「1 裁判所における修習」(27ページ)について

一般論として、裁判修習において、司法修習生がおおむね原告らが主張するような内容の修習を行うことは認め、原告らが実際にどのような修習を行ったかは不知。

ただし、第2段落は、原告らの主張の趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないのであるから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

イ 「2 檢察庁における修習」(28ページ)について

一般論として、検察修習において、司法修習生が原告らが主張するような内容の修習を行うことは認め、原告らが実際にどのような修習を行ったかは不知。

ただし、(3)は、原告らの主張の趣旨が必ずしも明らかでないものの、

司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないのであるから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

ウ 「3 弁護士会における修習」(28ページ)について

一般論として、弁護修習において、司法修習生が原告らが主張するような内容の修習を行うことがあることは認め、原告らが実際にどのような修習を行ったかは不知。

ただし、(1)のうち「個別弁護士事務所の職務に携わ」っていたとの点、及び(3)は、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないのであるから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

エ 「4 司法研修所における修習」(29ページ)について

(ア) (1)について

第1文は、集合修習を「司法修習のまとめ」とする点について、集合修習が、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を習得させる課程であるとの趣旨と解した上で、認める。

第2文は、新65期司法修習における集合修習の際、司法研修所の寮には入寮数に限界があり、司法修習生の中には、入寮の申請をしても入寮できなかった者がいたこと、B班に属する司法修習生の中にも、入寮の申請をしても入寮できなかった者がいたことは認め、その余は不知。

(イ) (2)について

第1段落は、集合修習の期間及び内容が原告らの主張するとおりであることは認める。

第2段落は、第1文及び第2文は認め、第3文のうち、集合修習では、起案に加え、刑事、民事手続に関する演習及び模擬裁判も行われていたことは認め、その余は不知。

(ウ) (3)について

不知。なお、原告らの主張が、集合修習の内容が「過酷」であるとの趣旨であれば、否認する。

オ 「5 その他の修習」(30ページ)について

一般論として、修習時間外においても自主的に学修している司法修習生がいることは認め、その余は不知。

カ 「6 小括」(30ページ)について

修習スケジュールが「過密」であったとする点は否認ないし争う。その余は不知。

(5) 「第5 給費制廃止、貸与制による原告らの司法修習への影響」(30ページ)について

ア 「1 貸与制の概要及びその弊害」(30ページ)について

(ア) (1)について

おおむね認める。なお、保証人については、自然人2人又は最高裁判所の指定する一の金融機関のいずれかを保証人に立てなければなければならないこととされており、平成23年11月1日から現在までの間において、最高裁判所から指定された金融機関は株式会社オリエントコーポレーションである。

(イ) (2)について

第1段落は、第1文について、新65期司法修習生のうち、第1回の交付日(平成23年12月15日)に修習資金の貸与を受けた人数の割合が約84%であるとの趣旨で認める。第2文について、修習専念義務が課され、原則として兼業又は兼職により収入を得ることが禁止されて

いたことは認め、その余は不知。

第2段落は、修習資金の貸与を受けた司法修習生は、貸与を受けた額を返済しなければならないこと、司法修習生の中に、大学や法科大学院で就学中に奨学金を受けていた者がいることは認め、その余は不知。

(カ) (3)について

原告らの中に修習資金の貸与を受けなかった者がいることは認める。

その余は不知。なお、貸与申請書を提出して貸与を申し込んだにもかかわらず貸与を受けられなかつた者はいなかつた。

イ 「2 納費制廃止による原告らの司法修習の弊害について」(32ペー

ジ)について

(ア) (1)について

第1段落は、原告らに給与及び諸手当が支給されていないことは認め
る。

第2段落及び第3段落は不知。

(イ) (2)について

第1段落は不知。

第2段落は、第1文について、原告らが裁判所共済組合に加入できなかつたことは認め、その余は不知。第2文は否認する。裁判所共済組合が診療所を設置しているのは、実務修習地の中では各高等裁判所本庁所在地のみ（全国に8箇所）であるところ、保険医療機関の指定を受けている東京高等裁判所庁舎内の診療所においては、共済組合に加入していない者でも、保険診療、すなわち、各自の健康保険を利用して、治療費の3割を自己負担して診療を受けることができる。保険医療機関の指定を受けていない他の高等裁判所庁舎内の診療所においては、共済組合に加入していない者が保険診療を受けることはできないものの、治療費を全額自己負担の上、診療を受けることは可能である（この場合、後日、

保険者に対し、保険者負担分の療養費を請求することができるが、療養費が支給されるかどうかは保険者の判断による。)。

第3段落及び第4段落は不知。

(4) (3)について

司法修習中に法律事務所等への就職活動をする司法修習生がいること、法律事務所等への就職活動をしても採用されない場合があること、就職活動をするための交通費が必要となる場合があること、司法修習生が原則としてアルバイトなどの兼業や兼職は禁止されていることは認め、その余は不知。

ウ 「3 小括」(33ページ)について

不知。

(6) 「第6まとめ」(34ページ)について

第1段落は、原告らが従前の司法修習生と同様に司法修習生としての権利制約を課せられていたことは認め、その余は不知。ただし、「法曹実務を担いながら」と主張する部分について、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないから、これに反する主張をするものであれば、否認なし争う。

第2段落は不知。

6 「第6章 給費を受ける権利」(35ページ)について

(1) 「第1 司法修習における給費制の意義」(35ページ)について
争う。

(2) 「第2 司法修習生の身分と給費制との関係」(37ページ)について
ア 「1 司法修習生の身分」(37ページ)について
争う。

イ 「2 司法修習に取り組む上で司法修習生に課される権利制約」(38ページ)について

(7) (1)について

第1段落は、司法修習生には修習専念義務が課され、原則として兼業及び兼職が禁止されているという意味で、司法修習生の行う労働行為や経済活動が制約されているという限度で認める。

第2段落は、司法修習生が政治活動の自由を制限されているとの点については認め、その余は否認ないし争う。最高裁判所は、司法修習生に最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる（裁判所法68条）が、これをもって、司法修習生が最高裁判所の「指揮下におかれ」ているものではない。

第3段落は争う。

(1) (2)について

争う。

(2) (3)について

第1段落は争う。

第2段落は不知。

第3段落は、新65期司法修習で給費制が廃止されるまで、司法修習生に給与が支給されていたこと、支給要件を満たした者に諸手当が支給されていたこと、裁判所共済組合に加入することができたこと、新64期司法修習生の給与月額は20万4200円とされていたことは認められる。その余は、国家公務員一種試験（ただし、平成24年度から制度が変更された。）からの採用者の俸給月額が、その経歴等によって異なり得るため、それと司法修習生の給与月額とを比較することは困難であり、認否できない。

第4段落は争う。

ウ 「3 法曹になるという選択と給費を受ける権利の関係」(40ページ)

について

争う。

(3) 「第3まとめ」(41ページ)について

争う。

7 「第7章 給費制の廃止が違憲無効であること」(42ページ)について

(1) 「第1はじめに」(42ページ)について

争う。

(2) 「第2 給費制廃止による給費を受ける権利の侵害」(42ページ)につ

いて

ア 「1 給費を受ける権利の侵害」(42ページ)について

(7) 「(1) 司法修習をする上での経済的生活的側面に対する侵害」(42

ページ)について

a アについて

不知。ただし、「法曹実務に携わりながら法律実務に関与していた」と主張する部分について、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないのであるから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

b イについて

原告らに給与及び諸手当が支給されていないことは認め、その余は不知。

c ウについて

争う。

(1) 「(2) 原告らが司法修習に取り組むこと自体に対する侵害」(43ペ

ージ)について

a アについて

第1段落第1文は否認ないし争う。

第1段落第2文及び第2段落は、給費制が、司法修習生が生活の基盤を確保して修習に専念できるようになりますとし、修習の実効性を確保するための一つの方策として採用されたものであるとの限度で認める。ただし、司法修習生が修習に専念できる環境を整える方法は、給費制だけに限られるものではない。

b イについて

「修習辞退者」が具体的にどのような者の数を指しているのか明らかでないため、認否できない。

c ウ及びエについて

ウの第2段落第4文は否認ないし争い、その余は不知。

d オについて

争う。

イ 「2 給費を受ける権利の侵害に合理性がないこと」(45ページ)について

(7) 「(1) はじめに」(45ページ)について

争う。

(4) 「(2) 給費制廃止が財政上の目的であり不当であること」(45ページ)について

否認ないし争う。給費制廃止は、財源的な問題に終始してなされたものではない。

(6) 「(3) 法曹養成手段として何ら合理性がないこと」(46ページ)について

a アについて

否認ないし争う。

b イについて

第1段落はおおむね認める。なお、修習期間が約1年6か月間であったのは、平成17年4月に採用された第59期司法修習生までの間である。平成18年から平成23年までの間に採用された司法修習生のうち、「現行」司法修習生の修習期間は約1年4か月間であり、「新」司法修習生の修習期間は、約1年間である。

第2段落及び第3段落は争う。

第4段落は、裁判官及び検察官は国家公務員であること、裁判官はその良心に従い独立してその職権を行うこと、裁判官としての立場は平等であることは認め、その余は否認ないし争う。

c ウについて

国が防衛大学校及び臨床研修病院等に対して国費を支出していること、原告らの主張する「司法修習生と同等の権利制約」の内容が明らかではないものの、防衛大学校生が政治的行為や兼業・兼職につき制約を受けていること（自衛隊法〔昭和29年法律第165号〕61条ないし63条）の限度で認め、その余は否認ないし争う。防衛大学校生は、特別職公務員（自衛隊員）として任用されているものである。また、国は、臨床研修病院の一部に対して国費として補助金（臨床研修費等補助金）を支出しているが、研修医に対して国費を支出していない。

d エについて

第1段落は争う。

第2段落は、弁護士が、破産管財人や成年後見人等国民の財産を公的に管理する職務につくことが制度上予定されていること、民事代理人として依頼者の財産を管理・処分する職務を担当することが予定さ

れている職業であることは認め、その余は否認ないし争う。

e オについて

争う。

(イ) 「(4) 給費制廃止は司法制度改革の法曹養成の理念に反すること」(48ページ)について

a アについて

国が、法曹養成の理念の一つとして、多様な人材が法曹を目指すことができるようによることを挙げていることは認める。ただし、法曹養成の理念は、上記の点だけではない。

b イについて

否認ないし争う。

なお、司法制度改革に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

(オ) 「(5) 給費制廃止につき何ら許容しうる論拠がないこと」(48ページ)について

平成25年4月12日から同年5月13日に実施された、法曹養成制度検討会議中間的とりまとめに関するパブリックコメントにおいて、総数3119通のうち、2421通が法曹養成課程における経済的支援についてのものであり、そのうちに給費制復活を求めるものがあったことは特に争わないが、給費制廃止につき何ら許容し得る論拠がないとの原告らの主張は争う。なお、給費制廃止の根拠に関する被告の主張は、追って主張する。

(カ) 「(6) 小括」(49ページ)について

争う。

ウ 「3 小括」(49ページ)について

争う。

(3) 「第3 労働基本権（憲法27条）の侵害」（50ページ）について

ア 「1 憲法27条の意義と勤労者の権利」（50ページ）について

憲法27条1項が「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定していること、同条2項が「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と規定していること、原告らが引用する文献に原告らが主張するような趣旨の記載があることの限度で認める。

イ 「2 司法修習生が勤労者であること」（51ページ）について

(ア) 「(1) 司法修習の法的性格」（51ページ）について

アは認める。

イの第1段落は、「司法修習生の修習は、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士となる資格を取得するために、少なくとも1年間の修習中、少なくとも10か月は、裁判所、検察庁及び弁護士会で実務を修習しなければならないものである」との点については認め、「大学や専門学校のごとき教育機関における教育とは全く異質のものである」との点については、その内容が具体的に記載されておらず、不明確である上、意見にわたるため、認否の限りでない。

イの第2段落は、第1文ないし第3文は認め、第4文は認否の限りでない。

(イ) 「(2) 司法修習の実情」（52ページ）について

a アについて

第1段落はおおむね認める。

第2段落は、司法修習生が、最高裁判所にあらかじめ修習地の希望を申告することができること、必ずしも希望する修習地で修習することができるとは限らないことの限度で認める。

b イについて

(a) (ア)について

第1文ないし第5文はおおむね認める。

第6文は、司法修習生の起案が裁判所の判断形成過程と全く同様の作業を行っているとの点は否認する。

第7文は不知。

(b) (イ)について

検察修習の内容が原告らの主張するようなものであることはおおむね認めるが、「これらの作業は、いずれも、現に検察官が日々の執務において行っているものと全く同等のものである」との点について、司法修習生が職務として実務に従事するものであるとの趣旨であれば、否認ないし争う。

(c) (ウ)について

第1段落及び第2段落はおおむね認め、第3段落については、司法修習生が職務として実務に従事するものであるとの趣旨であれば、否認ないし争う。

(d) (エ)について

認める。

(e) (オ)について

第1段落はおおむね認める。

第2段落第1文は、集合修習が「実務修習を前提として、裁判官、検察官又は弁護士となるために必要な法律の理論のおさらいをし、実務修習を補完するものであ」るとの点については認め、「決して大学や専門学校の講義に類するものではない」との点については、その内容が具体的に記載されておらず、不明確である上、意見にわたるため、認否の限りでない。同第2文は、司法修習生が集合修習期間中（「実務修習期間中」とあるのは誤記と思われる。）も修習

専念義務を負うことは認め、「司法研修所長の指揮命令のもと」との評価をいう点は争う。

c ウについて

第1段落第1文は認める。ただし、修習時間は、司法研修所、実務修習序会によって異なる。同第2文は、司法修習生が修習に専念しなければならないことは認め、評価をいう点は争う。

第2段落は認める。

第3段落第1文は不知。同第2文及び第3文は、一般論として時間外に修習が行われる例があることは認めるが、午後5時を超えて司法修習を行わなければ司法修習の目的が達成されないと主張は争う。

第4段落は、少なくとも1年間修習した後、試験に合格しなければ、修習を終了することができないこと、一般論として司法修習生が修習時間外においても自主的に学修する例があることは認め、その余は不知。

d エについて

裁判官又は検察官を志望する者は司法研修所教官との懇親会などに積極的に参加しなければならないとの点は否認し、その余は一般論としておおむね認める。

e オについて

(a) (ア)について

第1文は、一般論として修習地が実家から通勤できる範囲外に指定される司法修習生が存在することは認めるが、その余は不知。なお、実務修習地は、司法研修所長が定める（司法修習生に関する規則5条3項）。

第2文は、司法修習中は原則として兼業が禁止されていることは認め、その余は不知。

(b) (イ)について

不知。

(c) (ウ)について

不知。

(d) (エ)について

一般論として、通勤するため交通費を支出する司法修習生が存在することは認めるが、その余は不知。

(e) (オ)について

教官との懇親会が開催される点は認めるが、任官、任検を目指す者は教官との懇親会等への参加が必須となっているとの点は否認し、その余は不知。

(f) 「(3) 小括」(58ページ)について

第1文は認否の限りでない。

第2文は、司法修習生は、修習専念義務があること、原則としてアルバイトなどの兼業や兼職が禁止されていること、修習に当たって知った秘密を漏らしてはならないこと、非行があった場合などに罷免されることがあること、司法研修所長から地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会に実務修習を委託すること（司法修習生に関する規則7条1項）、司法研修所長が司法修習生を統括すること（同規則1条）、最高裁判所が実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託すること（同規則8条）は認め、司法修習生が地方裁判所、地方検察庁、弁護士会又は司法研修所に対して労務を提供しているとの点は否認する。

第3文は不知。

ウ 「3 修習生に給与が支払われないことが憲法27条に違反すること」
(58ページ)について

(7) (1)について

国家公務員法（昭和22年法律第120号）や労働基準法、最低賃金法をはじめとする個別の労働関係立法が司法修習生に適用又は準用されていないこと、裁判所法及び司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）中に司法修習生の義務に関する規定があること、同規則中に司法修習生の給与に関する規定がないことは認める。

(1) (2)について

争う。

(4) 「第4 憲法22条1項違反について」（59ページ）について

ア 「1 居住、移転及び職業選択の自由」（59ページ）について認める。

イ 「2 司法修習生に対する居住、移転及び職業選択の自由の制約」（59ページ）について

(7) (1)について

第1段落は認める。

第2段落は否認ないし争う。新65期司法修習生で、兼業・兼職を認められた者はいる。

(1) (2)について

第1段落は認める。

第2段落はおおむね認める。なお、実務修習地は、司法研修所長が定める（司法修習生に関する規則5条3項）。

第3段落は認める。ただし、修習時間は、司法研修所、実務修習会によって異なる。

(ウ) (3)について

争う。

ウ 「3 居住、移転及び職業選択の自由の制約の必要性及び合理性」（6

0ページ)について

(7) (1)について

司法修習生に修習専念義務があること及び原則として兼業や兼職が禁止されていること並びに司法修習生が各修習地において修習を行うことが、司法修習生に関する規則第4条の「司法修習生については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」ことに資することの限度で認める。

(1) (2)について

第1段落は争う。第2段落は、第1文は、裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）による改正前の裁判所法67条2項により、司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受けることとされていたことは認め。同第2文は不知。同第3文は争う。

第3段落は争う。

二 「4 小括」(61ページ)について

争う。

(5) 「第5 現行65期及び新64期修習生との差別による憲法14条違反」

(62ページ)について

現行65期司法修習生及び新64期司法修習生に給与及び諸手当が支給されていたこと、原告らに給与及び諸手当が支給されなかつたことは認め、その余は争う。

(6) 「第6 まとめ」(63ページ)について

争う。

8 「第8章 平成16年改正前裁判所法による給費支払請求」(65ページ)
について

原告らが司法修習中に国から給与の支給を受けていないことは認め、その余

は否認ないし争う。なお、第2の2（65, 66ページ）について、平成24年4月1日以降の給与の支給に関する特例に基づく減額後の現行65期司法修習生の給与月額は、19万4460円である。

9 「第9章 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求」（67ページ）について

（1）「第1 給費制廃止に関する国会議員の国賠法上の責任」（67ページ）について

ア 「1 改正裁判所法が違憲であること」（67ページ）について争う。

イ 「2 裁判所法の改正が国家賠償法上の違法性を有すること」（67ページ）について

第1段落は、原告らが引用する裁判例に原告らが主張する趣旨の記載があることは認める。

第2段落は、憲法27条1項が「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定していること、同条2項が「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と規定していることは認める。

第3段落ないし第5段落は、平成16年法律第163号により裁判所法67条2項が改正されたこと、新65期司法修習生に給与が支給されなかったことは認め、その余は争う。

ウ 「3 故意又は過失」（68ページ）について争う。

エ 「4 小括」（68ページ）について争う。

（2）「第2 給費制廃止に関する総理大臣及び法務大臣の国賠法上の責任」（68ページ）について

ア 「1 納付制廃止において内閣総理大臣及び法務大臣が果たした役割」
(68ページ)について

(ア) (1)について

第1段落ないし第3段落は認める。第4段落は、「責任者」の内容が不明確であるが、内閣総理大臣が、内閣の首長であり、閣議を主宰することは認める。

(イ) (2)について

司法制度改革推進本部の法曹養成検討会の検討を踏まえ、司法修習生に対する給与の支給を廃止する内容の裁判所法改正案が平成16年臨時国会（第161回国会）に提出されたこと、同国会の衆議院法務委員会及び参議院法務委員会で法務大臣が趣旨説明を行ったこと、同法案が同国会で成立し、施行日は平成22年11月1日とされていたこと、その後、平成22年法律第64号により、司法修習生への給与の支給が平成23年10月31日まで延長されたことは認める。

(ウ) (3)について

上記(ア)及び(イ)のとおりであり、評価をいう点は争う。

イ 「2 内閣総理大臣及び法務大臣の職責と国賠法上の責任」(69ページ)について

(ア) (1)について

内閣総理大臣が、内閣の首長であること（憲法66条1項、内閣法2条1項）、憲法を尊重し擁護する義務を負うこと（憲法99条）は認め、その余は争う。

(イ) (2)について

法務大臣が憲法を尊重し擁護する義務を負うこと（憲法99条）、法務省設置法3条に「法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並

びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。」と規定されていること、同法4条に「法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。」、同条3号に「司法制度に関する企画及び立案に関すること」と各規定されていることは認め、その余は争う。

(ウ) (3)について

争う。

(3) 「第3 被告の行為による原告の損害について」(71ページ)について否認ないし争う。

なお、平成24年4月1日以降の給与の支給に関する特例に基づく減額後の現行65期司法修習生の給与月額は、19万4460円である。

10 「第10章 まとめ」(72ページ)について争う。

第3 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

附 属 書 類

1 指定書 1通